

空き家を適切に管理しましょう

空き家の適切な管理は所有者の責務です。空き家の老朽化による屋根・外壁の飛散等によって他人に損害を与えた場合は、管理責任を問われる場合があります。市では空家等の利活用も含めた空き家対策の制度や補助金等を用意しています。申請方法等詳しくは市ホームページをご覧ください。 図・用生活安全課 (☎ 82-1133)

空き家バンク登録制度



空き家を売りたい人、貸したい人が空き家を市に登録した後、その情報を全国版空き家・空き地バンクサイト等で公開し、空き家の利用希望者へ情報提供する制度です。

- **対象の空き家** 市内に所在し、利用されていない空き家
- **対象者** 空き家の所有者または相続人等
- **受付期間** 随時



右の全国版空き家・空き地バンクサイトで登録された物件を閲覧できます。 アットホーム(株) (株)ライフル

空き家家財道具等処分費補助金



空き家バンクに空き家を登録している所有者等に対し、家財道具等を処分する費用の一部を補助する制度です。

- **補助金額** 最大 **10万円** ※予算額 50万円(先着順)に達した時点で、受付を終了します。
- **対象の空き家** 空き家バンク登録物件
- **対象者** 空き家バンク登録物件の所有者等で家財道具等を処分する権限を有する人
- **補助対象の経費** 市の一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託した費用
- **受付期間** 4月3日(月)～令和6年1月31日(水)

空き家利活用改修補助金



空き家バンク登録物件の改修費用の一部を補助する制度です。

- **補助金額** 最大 **100万円** ※予算額 150万円(先着順)に達した時点で、受付を終了します。
- **対象の空き家** 空き家バンクに登録されている、または登録されていた空き家
- **対象者** 空き家バンク登録物件の購入者・賃借人または賃貸物件の所有者
- **補助対象の経費** 居住用として、建物の性能の維持および向上に係る改修工事費のうち施工業者に支払った費用
- **受付期間** 4月3日(月)～令和6年1月31日(水)

老朽危険空家等除却費補助金



倒壊や建築材の落下のおそれのある老朽危険空家等の除却(解体)を行う費用の一部を補助する制度です。

- **補助金額** 最大 **50万円** ※予算額 500万円(先着順)に達した時点で、受付を終了します。
 - **対象の空き家** 年間を通して使用されておらず、居住のために使用されていた老朽危険空家等
- ※老朽危険空家等に該当するか否かは、市職員が空き家の状態および周辺への影響について現地確認のうえ、判定します。
- **対象者** 空き家またはその土地の所有者または相続人
 - **補助対象の経費** 解体業者に支払った費用
 - **受付期間** 4月3日(月)～令和5年12月15日(金)



※所有者不明土地の解消に向けて、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。

